

栗山町土地開発公社解散に伴う業務移管のお知らせ

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公用地の先行取得や住宅団地の造成・分譲等を行って
おりました「栗山町土地開発公社」は、平成25年11月12日をもって解散しました。

これに伴い、同公社が保有している財産は栗山町へ帰属され、住宅団地の分譲や管理などの業務に
ついては、栗山町役場ブランド推進課へ移管されております。

栗山町住宅団地（エコビレッジ湯地の丘、朝日4住宅団地）につきましては、別紙「栗山町土地開
発公社宅地分譲規定」を準用し、従来同様の分譲手続きにてご対応しております。

栗山町土地開発公社宅地分譲規程

(目的)

第1条 この規程は、栗山町土地開発公社（以下「公社」という。）宅地分譲の円滑を期することを目的とする。

(申し込み者の資格)

第2条 住宅を建設するため宅地を必要とする個人、法人及び宅地・建物取引を業とする個人、法人等。

(申し込み)

第3条 分譲地を買い受けようとする者は、別紙の様式による申込書を提出しなければならない。
2 申込書提出と同時に住民票謄本、法人等の場合は登記簿謄本（申し込み日以前1ヶ月以内発行のもの）1通を提出しなければならない。
3 宅地・建物取引を業とする個人、法人等に分譲する区画は公社が指定する。

(分譲の決定)

第4条 公募期間内に同一区画に申込人が2名以上あるときは、抽選によって買受人を決定する。以後随時決定する。

(分譲代金)

第5条 分譲代金は、土地売買契約締結と同時に全額納入しなければならない。

(土地売買契約)

第6条 土地売買契約は分譲決定通知書を送付した日から20日以内に締結しなければならない。
2 契約書は、正副2通を作成し記名捺印の上、双方各1通を保有する。

(契約の解除)

第7条 土地売買契約の締結後は、原則、解約及び既納金の返還を行わないものとする。

(所有権の移転登記)

第8条 所有権の移転登記は契約締結後において、公社が代行する。
2 買受人は、所有権移転登記権利書と引き換えに登記権利書受領書を提出しなければならない。

(費用負担)

第9条 土地売買契約並びに所有権移転登記に要する費用はすべて買受人の負担とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年3月3日施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日施行する。